

香川高等専門学校取引金融機関選考委員会規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校取引金融機関選考委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、取引金融機関選考に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 外部機関の格付け
- 二 総資産、純資産、資本金、預金量、総貸出量、自己資本比率、債権の種類別残高、保全率及び収益・利益・株価の過去の推移等
- 三 セキュリティ対策、リスク管理体制及び外部に対しての情報公開への取組状況
- 四 振込手数料及び振替手数料の料金体系
- 五 ペイオフへの対応
- 六 ファームバンキングの利用・利便性（コストを含む。）
- 七 公共機関等との取引実績及び取引条件
- 八 香川高等専門学校の対応人員及び来校頻度等サービス面

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 校長
 - 二 副校長
 - 三 事務部長
 - 四 総務課長及び管理課長
- 2 委員は、校長が委嘱する。

(運営)

第 4 条 委員会に委員長を置き、校長をもつて充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、管理課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

